

経験者に聞く弁護士任官—Season3—

第2回 民事・家事調停官の実状

民事調停官を経験して

東京地方裁判所民事調停官・会員 伊藤 彩華 (64 期)

1 応募動機

私は、2023年10月から東京地方裁判所民事22部において民事調停官として執務しています。

弁護士登録から約10年が経過し、新しいことにチャレンジして知見を広めたいと考えていたところ、弁護士業務を継続しながら週1回裁判所でも執務するという非常勤裁判官の制度に魅力を感じ、応募することにしました。

2 執務内容

私の場合は水曜日が定例執務日となっていますが、調停期日では、当事者のほか、調停委員も含めて日程の調整が必要となることから、水曜日で調整できないこともあり、そのような場合には水曜日以外の曜日に臨時執務日を設けて執務することもあります。

担当する調停事件は、東京地方裁判所に係属している訴訟が調停に付された事件（付調停事件）と当事者が東京地方裁判所で調停を行うことを合意した事件（申立調停事件）のいずれかになりますが、申立調停事件よりも付調停事件の方が多い印象です。付調停事件の場合は、建築や不動産の専門知識を有する専門家調停委員の意見を必要とする事件が多く、訴訟の担当裁判官とも必要に応じて協議を行って調停手続を進めていくことになります。

東京地方裁判所では、担当する事件について、民事調停官がすべての調停期日に出席するという運用になっています。事件の類型はさまざまですが、賃料増額確認請求事件が類型としては最も多いという印象を持っています。

事件処理について迷ったときには、いつでも裁判官

や他の民事調停官に相談することができます。

3 民事調停官の魅力

民事調停官として執務していて感じることは、色々な方とお話する機会があり、大変勉強になるということです。

定期的に調停官ミーティングが開催され、民事調停官が裁判官に事件処理等について質問や相談することができる機会が設けられていますが、複数の裁判官からそれぞれの経験に基づく事件処理の方法をお聞きすることができ、裁判官の考え方を知る上でも、調停手続を進める上でも、とても参考になります。

一緒に事件を担当する調停委員は、みなさん豊富な経験を有しており、手続を進めていく上で大変心強い存在です。民事調停官として執務を開始した当初は、「自分が調停主任として手続をきちんと進めなければならない」という変な緊張感があり、焦って空回りしていたように思いますが、少し慣れてくると、調停委員の意見も聞きながら進めた方がうまく進行できることに気づき、適宜、評議の時間も取り入れて調停委員のご意見も伺いながら期日を進行するようにしています。賃料増額確認請求事件では、当事者からそれぞれ私的鑑定書が提出されることも多く（そしてその内容が大きく食い違うことも多く）、不動産鑑定士の調停委員に解説いただきながら、第三者の立場で読み比べると、大変勉強になります。

また、ほとんどの事件で代理人弁護士が選任されていますので、他の弁護士がどのような書面を提出しているか、どのようなスタイルで期日に臨んでいるか、といったことも分かり、貴重な経験となっています。

家事調停官の魅力

東京家庭裁判所家事調停官・会員 安齋 瑠美 (63期)

1 応募動機

私は弁護士登録以来ずっと、家事事件に携わってきましたが、近年、離婚事件を多く扱う民間ADRの調停者を経験したことから、調停そのものに興味を持つようになりました。特に、家事事件という特殊な関係性を持つ当事者間の紛争においては、調停の存在意義はとても大きなものと感じています。より深く家事調停を理解するため、家庭裁判所での調停を調停官として経験したいと思い、また調停官の仕事であればこれまでの経験を活かせるのではないかと考えたのが応募動機です。

2 執務内容

私は毎週木曜日、朝9時過ぎから夕方5時まで執務しています。事件数は日によって増減ありますが、今は概ね午前3～4件程度、午後4～6件程度です。期日前の30分間でそれぞれの調停室を訪れ、調停委員や調査官と当日の期日進行について評議を行います。期日中も、必要に応じて進行についての評議や、成立・不成立の場合に立ち会うほか、当事者と直接話すために立ち会うこともあります。そのほかの時間帯は、翌週、翌々週の事件記録を検討することに費やしています。

事件の進行に迷うときは、自身の係の担当裁判官に相談しています。私の担当裁判官は非常に気さくで、何でも相談に乗ってくださるので、調停が難航し審判に移行しそうな場合には早めに経緯を伝えて方針を相談し、審判に移行した場合の見通しを当事者に開示するようにしています。ときには、他の裁判官が議論に加わってくださることもあります。私の事件でなくても、裁判官室で交わされる議論に耳を傾けるだけで、普段見えない裁判官の視点等、興味深い話がたくさん

聞こえてきて大変勉強になります。

3 家事調停官の魅力

依頼者の代理人としての業務とは違う取組方ができることが、家事調停官の仕事の魅力の一つではないかと思います。

代理人業務は、紛争の最初から最後まで依頼者に寄り添い伴走する、いわば「線」としての仕事です。これに対し、家事調停官は「面」です。関わるのは調停という一時に過ぎませんが、調停委員や調査官、裁判官、書記官等、あらゆる方の話を聞いて意見を交わしながらチームで調停の場を支える仕事です。迷うことがあればチームに相談し、方向性を探りながら進めることができます。子どもが絡む面会交流等の事件は、高葛藤状態に陥りがちで方向性が見えにくくなることがしばしばあるのですが、子どもをめぐる問題に造詣の深い家裁調査官の意見は大変参考になります。複雑な調停条項案の作成時には、書記官の意見は欠かせません。難航する事件でも、チームで議論し、タイミングを見極めて提示した調停委員会案によって調停が動くとき、またそれによって調停が成立するときは大変やりがいを感じる瞬間です。

合意に達する見込みがなく、「不成立」となる事件でも、「話し合いをした」ということに意義があります。特に家庭内の紛争では、それまで縁あって一緒に生活していた人達ですから、話し合いをしてお互い言いたいことを言い合ったというプロセスは特に重要で、決して省いてはならないものだと思います。不成立の場合でも、当該当事者に調停で話し合いを重ねたことは決して無駄ではなかったと最後に思ってもらえるよう、「面」としての役割をしっかりと果たしていきたいと思っています。

弁護士任官推進委員会
からのお知らせ

関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催で、以下のとおり開催される予定ですので、常勤・非常勤を問わず、弁護士任官に興味のある方は是非ご参加ください。

「第33回 弁護士任官に関する説明会」

【予定】日時:2025年10月29日(水)午後3時～5時 場所:弁護士会館3階301会議室

※参加を希望される方は、総務課(TEL 03-3581-2204)までご連絡ください。